

北國カードローン DAY SMART 契約約款

第1条 (取引の方法)

1. 北國カードローン DAY SMART 取引(以下「本取引」という。)は株式会社北國銀行(以下「銀行」という。)本店のうち、いずれか1カ店のみで開設することができ、1人1口座のみとなります。
2. 銀行は本取引に使用するためのカードローン・カード(以下「カード」という。)を発行し、借主に貸与するものとします。
3. 本取引はカードおよび現金自動支払機(現金自動サービス機構を以下「支払機」という。)を使用するの貸付約款となります。
4. 本取引は、小切手、手形の振出しあるいは預け、または全料金等の自動支払いは行いません。
5. カードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定の北國カードローン・カード規定によるものとします。
6. 本契約は、借主からの申込内容が銀行から承認されたときに成立します。ただし、借主が銀行ホームページにおいて契約手続きまで実施する場合は、銀行がカードを借主に預渡し、借主が当該カードを受領したことををもって、カード発行日に通り契約が成立するものとします。

第2条 (貸越極度額)

1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額は借主ごとに定めるものとし、銀行所定の方法により借主に通知するものとします。なお、貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合には、この約款の各条項が適用されるものとし、借主は銀行からの請求があった場合は、直ちに銀行に対して貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
2. 銀行は前項にかかわらず、銀行の任意の判断により、本取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日、事前または事後に借主に通知するものとします。

第3条 (取引期限等)

1. 本取引の期間は契約日の1年後の応答日が属する月の末日までとします。ただし、取引期限の前日までに銀行から取引期限を延長しない旨の申出がない場合は、取引期限は更に1年間延長されるものとし、契約同様扱えます。
2. 前項にかかわらず、期間満了時に借主の年齢が満65歳に達している場合は期限の延長は行いません。ただし、銀行が認めるところの限りでは前項の旨の申出がなされた場合、または借主の年齢が満65歳に達し取引期限を延長しない場合は次のとおりとします。
 - ①取引期限の到来により本取引は終了とします。
 - ②第5条の定めにかかわらず、借主は取引期限までに当座貸越借入元金全額を返済するものとします。
 - ③借主は、カードを取り期限後直ちに銀行に返却するものとします。

第4条 (利息、借入金等)

1. 当座貸越借入元金利息は付利率100円とし、毎月銀行所定の日に、所定の利率および方法により計算し、当座貸越元金に組み込まれるものとします。
2. 前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
3. 第1項の利率について、銀行が一般に適用する利率より優遇した利率の適用を行った場合には、銀行はいつでもその優遇した利率の適用を変更し、またはその適用した利率の適用を中止することができるものとします。
4. 借主は本取引に対する債務を履行しなかった場合の損害金(年14%(年365日の日割計算)とします。

第5条 (約定返済)

借主は、本取引に基づき当座貸越借入金を毎月10日(銀行休業日(日本国が休業日))に次の金額を返済するものとします。ただし、返済日前日現在で、当座貸越借入金(貸越金利息を含む。)残高がある場合とします。

貸越金利息組入後の当座貸越残高	約定返済金額
5千円以下の場合	貸越金利息組入後の当座貸越残高全額
5千円超20万円以下の場合	5千円
20万円超50万円以下の場合	1万円
50万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超200万円以下の場合	3万円
200万円超300万円以下の場合	4万円
300万円超500万円以下の場合	5万円
500万円超700万円以下の場合	6万円

第6条 (随時返済)

1. 借主は、前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、借主は、証券類を当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は第7条の自動引落としによらず、カードを使用し現金自動サービス機により行うものとします。この場合、当座貸越借入の金金が当座貸越借入金残高を超えたとき、その超える金額は返済用預金口座に自動入金されるものとします。
3. 借主は、約定返済が滞滞している当座貸越借入口座への入金については、前項にかかわらず、銀行窓口において取扱いとし、まず滞滞している約定返済に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が滞滞している約定返済金額合計額に満たない場合は、当座貸越借入への入金は行われずとのものとします。

第7条 (約定返済金等の自動引落し)

1. 第5条による返済は返済用預金口座からの自動引落としによるものとします。この場合、借主は毎月返済日までに返済用預金口座(約定返済金額相当額以上)の金額を預入するものとし、銀行は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および同払戻請求書(預入不足の旨の通知)を送付するものとします。
2. 万一、前項の返済が滞滞した場合には、借主は約定返済金額および損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いが可能なものとします。

第8条 (諸費用の自動引落し)

1. 借主は、本取引に関して、借主が負担すべき印紙代その他銀行所定の手数料等の諸費用は銀行所定の日に返済用預金口座から普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および同払戻請求書にて自動引落としのうえ、支払いにあられることに予め承諾するものとします。

第9条 (期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - ①第5条に定める債務の返済を滞滞し、銀行から督促しても、次の返済日までに約定返済金額の全部または一部を返済しなかったとき。
 - ②破産手続開始または民事再生手続開始の申出があったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
2. 第1号、第2号のほか、債務整理に関して裁判の関与を手続を申請したとき、その他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
3. 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 行方不明となり、銀行から借主にあてた通知が届かないままに住所に到達しなくなったとき。
5. 借主について婚姻関係がなくなったとき。

2. 借主について次の各号の事由の一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が銀行に対する債務のすべても履行し滞滞したとき。
 - ②借主が銀行の取引約定に違反したとき、または第10条に基づき銀行への報告し且銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - ③借主が第2号の銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員等になつた時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通念等からみて暴力団または暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が債務を支払い、又は認められ、関係を有すること。
 - ②暴力団員等が債務に実質的に関与している認められ、関係を有すること。
 - ③自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってすること、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または費用を貸与するとの関与を有し、又は認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有すること。

2. 借主は、自己または第三者を利用して次の各号の任一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な行為を行うこと。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等(以下「第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為を、または第1項の規定に基づき表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主上の取引を継続すると不適切であると銀行が判断する場合は)、借主は銀行から請求があり次第、本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済し、また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負い、銀行は、自己が被った損害、損失又は費用等について、借主に代って賠償又は賠償を請求することができるものとします。

第11条 (債権の譲渡)

1. 借主は次の各号のいずれか1つに該当する事由が生じた場合、銀行は新規貸付を停止できるものとします。
 - ①第5条に定める返済が滞滞している場合。
 - ②第9条または第10条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合。
 - ③借主の信用状況に関する銀行の審査により、銀行が新規貸付の停止が相当と判断したとき。
2. 借主の信用状況に関する銀行の審査により相当と認められた場合、銀行は前項の新規貸付の停止ができるものとします。

第12条 (解約)

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に事前に通知し、直ちに本取引による債務全額返済するものとします。
2. 第9条第1項、第9条第2項または第10条の事由があるとき、その他銀行が解約が必要であると判断したときは、銀行はいつでも、何らの催告無くして、本取引を解約することができるものとします。
3. 第1項および第2項により本取引が解約された場合は、借主は直ちに銀行に対してカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

第13条 (貸付からの相殺)

1. 本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は当座貸越元金等と借主の預金その他銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかにかかわらずいつでも、相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺がある場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して、預金その他預り金を払戻し、本取引の債務の返済に充当することができるものとします。
3. 第1項および第2項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとして、利率、利率計算方法を銀行所定によるものとします。

第14条 (借主からの相殺)

1. 借主は銀行から請求して、借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押捺して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項より借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、利率計算方法を銀行所定によるものとします。

第15条 (債権の譲渡等に関する事項)

1. 返済または、第13条により銀行が相殺する場合、借主の預金に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、銀行が適当と認められる順序方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べないものとします。
2. 第14条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、借主の指定する順序方法により充当することができるものとします。
3. 借主が指定する順序方法にないときは、銀行が適当と認められる順序方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べないものとします。
4. 第3項の指定により債権全額を支拂い発生するおそれがあるときは、銀行は滞滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、返済性の長短などを考慮して銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
5. 第3項および第4項によって銀行が充当する場合、借主の期限未到来の債務については期限が到来したのち、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第16条 (危険負担、免責事項等)

1. 事業、災害等による事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返却するものとします。なお、借主は銀行から請求があれば直ちに銀行の証書等を差し入れるものとします。
 2. 銀行は、借主その他の書類の印刷(または暗記)を借主の届け出た印刷(または暗記)に相当の注意をもって照合し、相違ないことを取引したときは、これらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があつて、これによって生じた損害について一切責任を負いません。
 3. 借主は、カードまたは印章を失ったときは、直ちに書面によって届出をします。届出前に生じた損害については銀行は一切責任を負いません。
 4. 借主が第三者に権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。
- ### 第17条 (届出事項の変更等)
1. 借主は、カード、印章を失ったとき、または氏名、住所、印鑑、メールアドレスその他届出事項に変更があつたときは、直ちに、書面その他の銀行所定の方法により銀行に届け出るものとします。
 2. 前項の届出を怠つたとき、届出のあった氏名、住所、メールアドレスにあてて、銀行からなされた通知または送付された書類等が送達しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
 3. 借主が失ったカードの再発行は銀行所定の手続きにした後に行ふものとします。この場合、相当の期間をおき、また銀行が必要とする場合保証人を入付することに同意します。
- ### 第18条 (成年後見人等の届出)
1. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
 2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
 3. 借主またはその代理人は、任意後見監督人の選任がされている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合、または第1項および第2項と同様に銀行に届出するものとします。
 4. 借主またはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。
 5. 第1項から第3項の届出の前に生じた損害については、銀行は一切責任を負いません。またこの届出後に、銀行から借主のカードによる取引を制限されるも異議ありません。

第19条 (銀行による調査)

1. 借主は、銀行による調査に必要と認め請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 借主は、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求があつても遅滞なく報告するものとします。
3. 借主は、借主の財産の調査に必要とするときは、銀行を借主の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省称のな)住民票簿、戸籍簿、改定戸籍簿、本籍簿、除籍簿等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地台帳、固定資産台帳等閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任するものとします。

第20条 (債権譲渡)

1. 借主は、借主が将来この契約による債権を他の金融機関等と譲渡(以下本条においては「通知を含む。’)することにより銀行が譲渡した債権を譲り受け受けることあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受人(以下本条においては「借主の受託者を含む。’)の代理人になるものとします。銀行は銀行に対して、従来と同一の債権に關する方法によって約定返済金額を支払い、銀行による譲受人による返済を受けるものとします。

第21条 (公正証書の作成)

1. 借主は、銀行から請求を受けた場合には、直ちに公正証人に委嘱してこの約款の各条項および本取引から生じる一切の債務の承認ならびに強制執行の承諾をふむ公正証書の作成に必要の手続きをとります。またこのために要した費用は借主が負担します。

第22条 (合意管轄)

借主および銀行は、本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第23条 (北國カードローン DAY SMART 契約約款の改定)

1. 銀行がこの約款の内容を変更した場合、銀行は、変更内容を借主への通知または銀行が相当と認める方法により公表します。
2. この約款の変更内容に関する通知または公表があった後、借主がこの約款に係る取引を継続した場合は、借主は、借主が変更内容承諾したものとみなします。

第24条 (取引終了後または解約後の北國カードローン DAY SMART 申込書(兼契約書の扱い))

本取引の終了後、または解約後6ヶ月以内に借主が特定の事由がない場合、銀行は借主に通知することなく、当該借主に關する北國カードローン DAY SMART 申込書(兼契約書)および借付書等を破棄処分することができるものとします。

北國カードローン・カード規定

第1条 (カードの代理)

北國カードローン DAY SMART 取引に使用するためのカードローン・カード(以下「カード」という。)は次の場合に利用することができます。

1. 銀行の現金自動サービス機(支払、預入、取戻金等の ATM 機に限る。)以下「ATM 機」という。)を使用して当座貸越借入金を返済する場合。
2. 借主が銀行の自動機の共同利用による現金支払機能を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の自動機(支払専用)の CD 機と ATM 機を含む、以下「支払機」という。)を使用して当座貸越借入金(払出し)する場合。

第2条 (ATM 機による随時返済)

1. ATM 機を使用して当座貸越借入金の随時返済をする場合には、ATM 機の画面表示等の操作手順に従って、ATM 機にカード、現金を投入し操作してください。
2. 借主は、ATM 機による随時返済は、ATM 機の機能により銀行所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりの当座貸越借入金の返済は、銀行所定の枚数以内の金額の範囲内とします。

第3条 (支払機による払出し)

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、支払機からの提出は必要ありません。
2. 支払機による払出しは、支払機の機能により銀行または提携先所定の金額単位とし、1 回、1 日、1 ヶ月あたりの払出しは、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機による払出しは、ATM 機の払出しと同様に、払戻請求金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条 (自動機利用手数料等)

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、銀行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し時に、払戻請求書として、銀行から提出した当座貸越借入口座から自動的に引落し、当座貸越借入口座に振り込まれるものとします。提携先の自動機利用手数料は、銀行への提出時に支払います。

第5条 (ATM 機・支払機からの取扱い)

1. 停電、故障時(以下「ATM 機による取扱いができない場合」)は、窓口営業時間内に限り、銀行本店の窓口より当座貸越借入金の返済をすることがあります。
2. 停電、故障時(以下「ATM 機による取扱いができない場合」)は、窓口営業時間内に限り、銀行が支払機故障時等の取扱いとして、定められた金額を限度として、銀行本店の窓口でカードより当座貸越借入金を払出すことができます。なお、提携先の窓口による取扱いはありません。
3. 前項による取扱いの場合には、銀行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

第6条 (カード・暗証の管理等)

1. 銀行は、支払機の操作に際して使用されたカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出のカードが一致することを銀行所定の方法により確認の上、当座貸越借入金の払出しを行います。銀行の窓口においても同様に確認し、払戻請求書、借主その他の書類に使用された暗証と届出の暗証とを一致を確認の上、取扱いをします。
2. カードは他人に使用できないよう保護してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に推測されやすい管理しないでください。カードが(偽造、盗用、紛失)等により他人に使用されたおそれが生じた場合は、他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときは、銀行は直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

第7条 (偽造カード等による払出し等)

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて銀行が善意かつ無過失であったとしても重大な過失があつたことを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、銀行所定の書類を提出し、カードの盗難状況、被害状況、警察へ通報した状況等について銀行の調査・対応を受けるものとします。

第8条 (盗難カードによる払出し)

1. カードの盗難により、本人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該払出しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、銀行への通知が行われていること。
 - ②銀行の調査に対し、本人は十分に説明が行われていること。
 - ③銀行に対し、警察に被害申告を済ませており、本人が盗難したおそれがある場合を除き、銀行は、銀行へ届け出られた日(ただし、銀行に通知するときにできないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えて通知する。)の日以降に盗難した払出しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。ただし、当該払出しが行われた日において、銀行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合は、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
2. 前2項の規定は、第1項から銀行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日)が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な現金払出しが被検印付された(以下「から、2年を経過する日)に行われた場合には、適用されません。
3. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは銀行が証明した場合には、銀行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払出しが行われた日において銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合。
 - B 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
 - C 本人が、被害者となる銀行に対する請求に關し、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に襲はれたことにより付随してカードが盗難にあった場合。

第9条 (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合は、借主は、氏名、住所、印鑑、メールアドレスその他届出事項に変更があつた場合には、直ちに本人から銀行所定の方法により届出してください。

第10条 (カード再発行等)

1. カードの再発行の場合は、銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を定めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

第11条 (ATM 機・支払機への誤入等)

ATM 機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は一切責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任については同様とします。

第12条 (解約、カードの利用停止等)

1. カードを再発行する場合は、カードの利用を取りやめる場合には、そのカードを銀行に返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不適当と認められた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求があり次第直ちにカードを銀行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であること確認できると同時に停止を解除します。
 - ①第13条に定める規定に違反した場合。
 - ②一定期間利用がなかった場合。
 - ③カードの偽造、盗用、紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合。
 - ④その他銀行が解約を必要であると判断した場合。

第13条 (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

第14条 (契約約款の適用)

この規定に定めのない事項については、北國カードローン DAY SMART 契約約款により取扱います。